

(平成26年2月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票で推認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された業務請負契約書、業務請負契約条項及び業務請負支払規程（以下「請負契約書等」という。）並びに平成9年分契約金支払い証明書から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の請負契約書等によると、請負金は毎月一定期日払いであり、毎月の支払金から厚生年金保険料を控除する旨の規定が確認できるところ、上記の平成9年分契約金支払い証明書に記載されている社会保険料の金額から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料が支払金から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員及び請負者の給与計算並びに社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に

限られているところ、上記の請負契約書等について、日本年金機構は、「申立人の契約内容によると、申立人は、実態的には事業主に使用される者と同様の状態で労働する者であると判断できることから、昭和 10 年 3 月 18 日保発第 182 号の通知に基づき、厚生年金保険の被保険者に該当すると思料する。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における平成 9 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録における A 社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成 9 年 12 月 2 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間当時はA社のC支部に所属し、勤務地はD町で農道工事の施工管理業務をしていた。事業所の合併については、同社のE支所の同僚宛ての書類を見て知った。」との申立期間当時の勤務状況及び事業所の合併に関する具体的かつ詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様

の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間当時はA社のC支店に所属し、勤務地はD県で建設コンサルタント及び施工管理業務をしていた。事業所の合併については、現場の担当者から口頭で説明があり、その際、A社本社から名刺が送られてきた。」との申立期間当時の勤務状況及び事業所の合併に関する具体的かつ詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、

申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間当時はA社のC営業所に所属し、現場監督や施工管理業務をしていた。事業所の合併については、同社からの連絡書類で知った。」との申立期間当時の勤務状況及び事業所の合併に関する具体的かつ詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様

の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

申立期間は、勤務先であったB社がA社に合併された時期で、継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚二人から提出された当該期間の給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月29日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B鉱業所から同社本社（厚生年金保険の適用事業所名はA社C鉱業所）に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に異動した経緯及び時期についての詳細な供述並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社B鉱業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B鉱業所における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和45年12月に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考

え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の同保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間は、A市B区役所C部（現在は、A市B区役所D部）に勤務し、フルタイムの非正規職員として窓口業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所D部は、「当時の資料は廃棄済みであり、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた 32 人に照会したところ、回答が得られた 19 人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、これらの者からは、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、A市職員共済組合に照会したところ、「申立人は、申立期間の昭和 48 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで、当共済組合の組合員であった配偶者の被扶養者として認定されており、同年 9 月 2 日付けで認定を解除されている。」と回答している上、当該事業所に係る被保険者原票には、申立期間において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。